

変動金利に関する同意書

借入金の利率および返済方法等について、次のとおり同意します。

第1条（借入利率の変更の基準）

1. 借入利率は、「みずほ銀行」の長期貸出最優遇金利を基準金利として基準金利の変更に伴って引上げまたは引下げられることに同意します。
2. 金融情勢の変化、その他相当の事由によりその基準金利が廃止された場合には、これに代え、一般に相当と認められる金利を基準金利とすることに同意します。

第2条（借入利率の変更幅の算出および変更日）

1. 借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、契約日の翌年から毎年4月1日（休日の場合は翌営業日）を基準日として行い、各基準日における基準金利とその直前の基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。
2. 借入利率変更の適用時期は、その年の4月の約定返済日の翌日から適用するものとします。
3. 本条により利率が変更された場合、金庫は原則として、5月の約定返済日迄に変更後の利率、毎回の返済額等を文書により通知するものとします。

第3条（元利金返済額の変更）

前条により、借入利率の変更があった場合の元利金返済額は、次の各号によるものとします。

- ① 返済方法が元利均等分割返済の場合を除き、毎回の元金返済額は変更することなく、支払う利息額を増減します。
- ② 返済方法が元利均等分割返済の場合は、返済回数、最終返済期限を変更することなく、毎回の元利金返済額を増減します。

第4条（固定金利型への変更）

最終期限前に固定金利型への変更はしません。

以上